

沿岸広域振興局長告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成31年3月5日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370201022	株式会社TAKUMIコーポレーション	株式会社TAKUMIコーポレーション	宮古市神林7番10号	平成31年3月1日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370201022	株式会社TAKUMIコーポレーション	株式会社TAKUMIコーポレーション	宮古市神林7番10号	平成31年3月1日